

市会議案第 5 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 3 0 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 野田 泰弘

吹田市議会規則第 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

吹田市議会会議規則（昭和 4 3 年吹田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 5 条第 2 項中「速記法によつて速記する」を「速記又は録音により記録する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

吹田市議会会議規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(会議録の記載事項) 第 7 5 条 -----略----- 2 議事は、<u>速記法によつて速記する。</u>	(会議録の記載事項) 第 7 5 条 -----略----- 2 議事は、<u>速記又は録音により記録する。</u>